

(一社) 日本医療メディエーター協会 シニアトレーナー規約

1. (定義)

「(一社) 日本医療メディエーター協会認定シニアトレーナー (以下「トレーナー」)」とは、(一社) 日本医療メディエーター協会 (以下「協会」) の会員で、協会が認証する医療メディエーション・トレーナー養成プログラムの全日程を修了した者とする。

2. (職務)

対話が医療を拓くという協会の理念のもとで、患者・家族と医療者の対話を推進し、関係性の再構築を目指す医療メディエーション概念の普及と院内医療メディエーターの養成を行う。

3. (権利と義務)

トレーナーは、以下に挙げる権利と義務を負う。

(ア) トレーナーは、別に定める医療メディエーションまたは医療メディエーター養成のための研修会 (以下「研修会等」) において、講師を務めることが出来る。

(イ) トレーナーは、協会の事業の執行に必要な業務を、その求めに応じて実施する義務を負う。

(ウ) トレーナーは、業務の遂行に必要な知見を習得するため、別に定める継続研修等に参加する義務を負う。

4. (名称)

名称の使用については、以下の通り定める。

(ア) トレーナーのみが、「(一社) 日本医療メディエーター協会認定シニアトレーナー」の名称を使用する。

(イ) 名称使用にあたっては、協会の提唱する医療メディエーションの概念から逸脱しないよう、心がけなければならない。

(ウ) 協会が開催に関与しないセミナーでの名称使用にあたっては、受講者などが協会との関係性に誤認を生じない様、心がけなければならない。

5. (研修業務の種類)

トレーナーが講師を務める事が出来る研修会は以下の通りとする。

- (ア) 医療メディエーター養成セミナー基礎編 (以下「基礎編」)。ただし、医療メディエーション・トレーナー養成プログラム修了後、協会が指名する指導者の立ち会いのもとで1回以上の基礎編講師を担当し、協会の審査を経て基礎編実施の承認を得ることを要件とする。なお、基礎編実施の承認は、必要に応じて適宜見直しを行うこととする。
- (イ) 基礎編修了者などを対象とした、医療メディエーションの継続学習を目的とする研修会 (以下「フォローアップ研修」)
- (ウ) 診療報酬上の患者サポート体制充実加算に関わる基礎編との差分を補填する研修会 (以下「差分研修」)
- (エ) 病院職員などを対象とする、医療メディエーションに関する研修会
- (オ) その他、協会が認定した研修会
- (カ) 上記アからウにあげた研修の担当にあたっては、別に定める協会の承認を要する。
- (キ) 基礎編の上位教育プログラムを連想させる名称 (intermediate、advanced、継続編、応用編、上級編、発展編など) は、使用してはならない。ただし協会からの指示による場合を除く。

6. (研修実施の申請および承認)

研修実施の申請および承認については、以下の通りとする。

- (ア) 前項 (ア) から (オ) の研修を依頼された場合は、所定の様式により、協会事務局に事前にその旨を申請しなければならない。
- (イ) フォローアップ研修および差分研修の担当は、所定の様式により協会事務局に事前に申請した上で、協会の承認を得なければならない。

7. (研修会講師の人員)

トレーナーは、以下の人数で研修会等を行う。

- (ア) 基礎編 : 2名以上
- (イ) 前項 (イ) から (オ) の研修 : 1名以上

8. (基礎編)

基礎編については、以下の通り定める。

- (ア) 医療メディエーション概念と紛争分析手法の理解と基礎的技法の習得を目的とする。
- (イ) 2日間連続16時間の内容とし、開催時間、内容および教材資料については協会指定のものとする。
- (ウ) 受講者数は、原則としてトレーナー1名に対して最大15名とする。
- (エ) 内容に、医療メディエーション総論講習、傾聴の演習、対話の分析に関する演習、IPI分析導入演習(椅子物語)、メディエーションの流れと技法に関する講習、医療メディエーションの実践に関する講習、事例に基づいたロールプレイ演習(4事例)およびアイスブレイク等を含む。
- (オ) 協会より配布された基礎編資料は、原則として改編を認めない。ただし、文言の手直しおよび部分的な加筆・追加を除く。なお、トレーナーの自施設での実例提示は、これに含まない。
- (カ) 新たな教材または資料などの導入を希望する場合には、事前に協会の承認を得るとともに、終了後はその効果についての検証を行い、遅滞なく協会に報告を行う。
- (キ) 基礎編で使用する資料およびロールプレイ演習のSCRIPTなどは、協会の指示がある場合を除き、基礎編講座以外で使用してはならない。
- (ク) トレーナーは、基礎編開催に先立ち、開催日時、場所、担当トレーナー全員の氏名および主催者および共催者について、所定の様式により協会事務局に申請しなければならない。
- (ケ) 基礎編講座を担当した場合には、基礎編講座終了後1週間以内に、所定の様式により、参加者の氏名、所属、メールアドレスなどを含む名簿を、協会事務局に提出しなければならない。

9. (基礎編以外の研修会等)

基礎編以外の研修について、以下に定める。

- (ア) シニアトレーナーの名称を用いた医療メディエーションに関わる研修会等では、協会の提唱する医療メディエーションの概念から逸脱しない様、留意しなければならない。
- (イ) 基礎編の上位教育プログラムは、実施してはならない。ただし協会から

の指示による場合を除く。

- (ウ) 差分研修の実施においては、厚生労働省より出された「医療対話推進者の業務指針及び養成のための研修プログラム作成指針」に基づき、基礎編において不足する部分を補完するプログラムを作成しなければならない。
- (エ) 研修の開催に当たっては以下の点に留意し、基礎編との重複を避けてプログラムを策定しなければならない。
 - 1) 基礎編で行う全ての教材・演習は、これを利用してはならない。ただし、既受講者に対する研修の場合のみ、この限りではない。
 - 2) 基礎編において使用する全ての資料は、配布してはならない。ただし、参考資料を除く。
 - 3) ロールプレイ演習では、基礎編で使用するスクリプトは、使用してはならない。
 - 4) 基礎編講座で用いられるアイスブレイク（じゃんけんゲーム、陣地取り、1000円ゲーム等）は、原則として使用してはならない。

10. (継続研修)

シニアトレーナーは、継続研修として定める以下の(ア)に加えて(イ)から(エ)のうち、いずれかに、年に1回以上参加する義務を負う。なお、やむを得ない理由により欠席せざるを得ない場合はその限りではない

- (ア) 日本医療メディエーター協会 トレーナー会議
- (イ) 日本医療メディエーター協会 年次シンポジウム
- (ウ) 日本医療コンフリクトマネジメント学会 学術大会
- (エ) その他、協会が特別に指定した研修会

11. (資格の停止)

業務などに関して以下に該当すると判断された場合、協会代表理事は、その資格を停止することができる。資格の停止にあたっては、トレーナーらによって構成されるトレーナー資格管理委員会を設置し、意見を求める事とする。

資格停止期間におけるシニアトレーナーの名称使用は許されない。

- (ア) 本規約に違反する行為が明らかとなった場合。
- (イ) 協会からの業務上の要請に対して、適切な対応を欠いた場合。

- (ウ) 継続して5年間、シニアトレーナーとしての業務実態がない場合。
- (エ) シニアトレーナーとして、協会が提唱する医療メディエーションの概念および理念を伝達する実力に欠けると判断された場合。
- (オ) 協会の利益を侵害する行為があった場合。

12. (資格の喪失)

以下の各項に該当した場合には、シニアトレーナーの資格を喪失する。

- (ア) 協会より退会または除籍となった場合。
- (イ) 資格が停止された状態で、是正に向けた指導に対して適切な対応が行われていないと判断された場合。

平成28年7月24日制定